

# 班長・役員合同学習会



令和 8 年 度

私たち 一人ひとりが 組合の柱

岡山県建設労働組合  
組織対策部

- この学習会は、支部役員や班長(地区長)をされている皆さんに、それぞれの役割を理解していただき、組合運動と組織強化につなげてもらうことを目的に開催しています。
- 組合運動は**相互扶助**を原点としています。そのため、組合員同士のつながりが要であり、そのつながりを保つためには役員や班長の役割が重要なのです。**組合員と組合のパイプ役**となり、組合の魅力や諸運動の必要性を組合員に伝えてください。

## 1. 組合とは

### 1) なぜ「組合」が必要？

- 私たちの仲間は、技術・技能を身につけ、賃金と社会的地位を獲得することで、より良い暮らしをしたいと願っています。また、ケガや病気の際には安心して治療ができ、老後の生活も安定させたいと思うものです。しかし、ひとりではなかなか実現できるものではありません。同じ要求を持つ仲間が自分たちの暮らしを良くするために集まった恒久的組織、それが**“労働組合”**です。そこで団結し、行動することで諸要求を実現できます。



## 行政に対して諸制度の要求



- 中央総決起大会
- 労災保険特別加入
- 請願はがき
- 建設国保

## 組合での自主運営



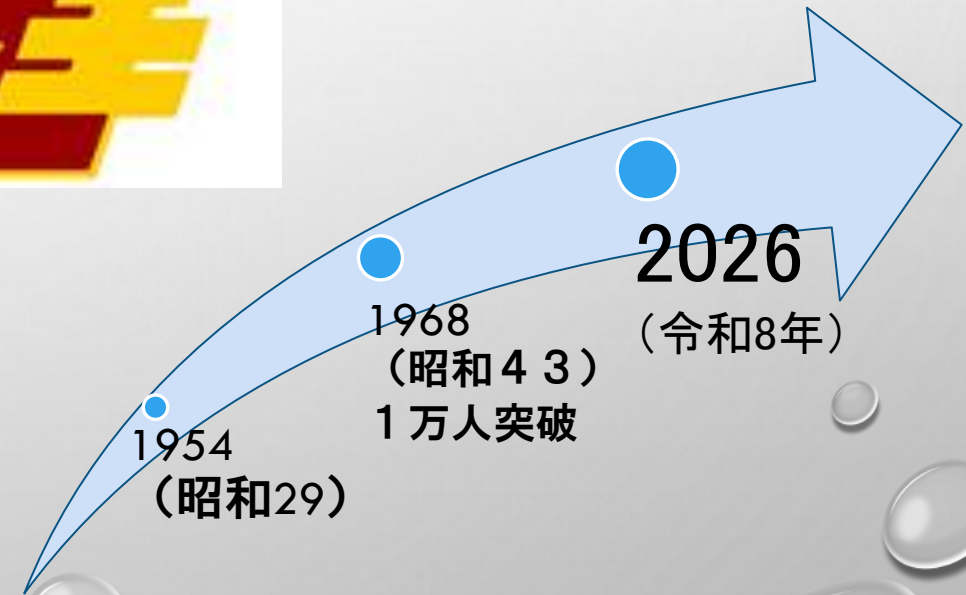
- 共済制度
- 税金相談
- 資格講習等

## 2) 数は力なり

- 要求の実現には、そのための**運動と行動**が必要です。私たちの要求が、多くの建設労働者・職人の要求であることを理解してもらわなければなりません。組合が大きくなることで、行政が組合の要求に耳を傾けてくれます。まさに「数は力なり」なのです。ここが組織拡大運動の原点です。

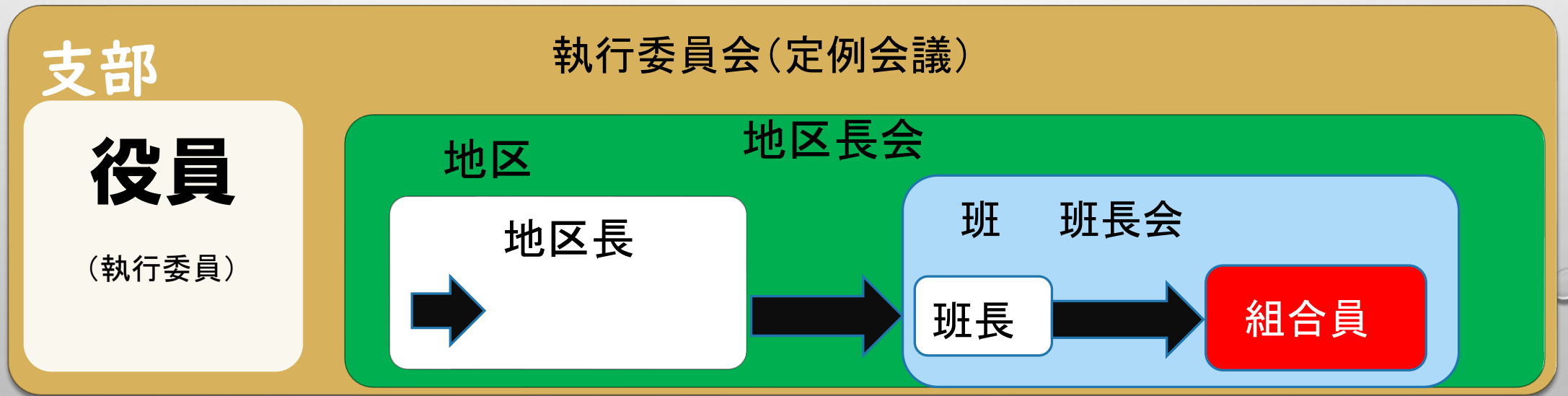
## 2. 助け合い

- 建労岡山は1954年(昭和29)、わずか43名の仲間です。その後、建設国保や共済制度などの拡充と拡大運動で仲間を増やし、今日まで72年間歩み続けています。
- 任意で集まった団体(組織)が、長年に渡り活動を続けるということは容易ではありません。輪番制の班長をはじめ、互いに協力し助け合うという努力があってこそその成果です。



### 3. 組織と機関

- 組織の「力」は、ただ集まっただけでは機能しません。そこで、行政区を基準に区画した「支部」「地区」「班」を設け、組合運営を円滑に進めています。
- 現在、建労岡山には23の支部があります。その中で、効率的かつ合理的に人員配置をします。そして、それぞれの中で地区や班が構成され、統括的な立場となる役員や地区長・班長を決め、大会で決定した運動を推進しながら組合員の声を拾い上げます。  
組織が健全に発展するには、各々がその役割を果たすことが重要です。



※地区・班を設けていない支部もあります。

# 4. それぞれの役割

本部方針の推進と支部大会の決定に基づいて、運動を具体化する。支部事務所は組合員の皆さんと顔を合わせる機会が多いので、これをうまく利用して運動を進める。

地区ごとの親睦や交流イベント等を開催することで、組合員同士の連帯意識を図る。これらの行事を通じて組合のことをよく知ってもらい、帰属意識を高める。  
これは支部行事においても同じことが言える。

支部

地区

執行委員

地区長

班

班長

支部執行委員は、三役と専門部で構成。役員は、支部全体に目を向けた意見討論を行い、決議する。組合の力が発揮できるのは、まさに執行委員会の討議と決意の中にあると言える。

地区の行事への参加を積極的に呼びかける。そこから運動への理解を求め、組合員の身近な問題を拾い上げていく。

組合と組合員との情報共有や話し合い(協議)は、全組合員が1ヶ所へ一堂に集まることができればよいですが、抱える地域の範囲や所属組合員数が大きくなれば困難となる。そこで、情報共有と話し合いをより効率よく行うために、地域ごとに細かく構成されたグループが「班」組織である。

そして班ごとに、組合員の意見や要望を聴き、組合(執行部)に伝達するのが班長の役割である。

組合の日常における運動は世話活動で、それには組合員ひとりひとりをよく知るところから始まる。組合からの様々な情報や配り物を全組合員に行き渡らせ、さらに各種組合行事に参加を呼びかけるのも大切な役目である。

# 班 班長

組合と組合員との情報共有や話し合い(協議)は、全組合員が1ヶ所へ一堂に集まることができればよいですが、抱える地域の範囲や所属組合員数が大きくなれば困難となる。

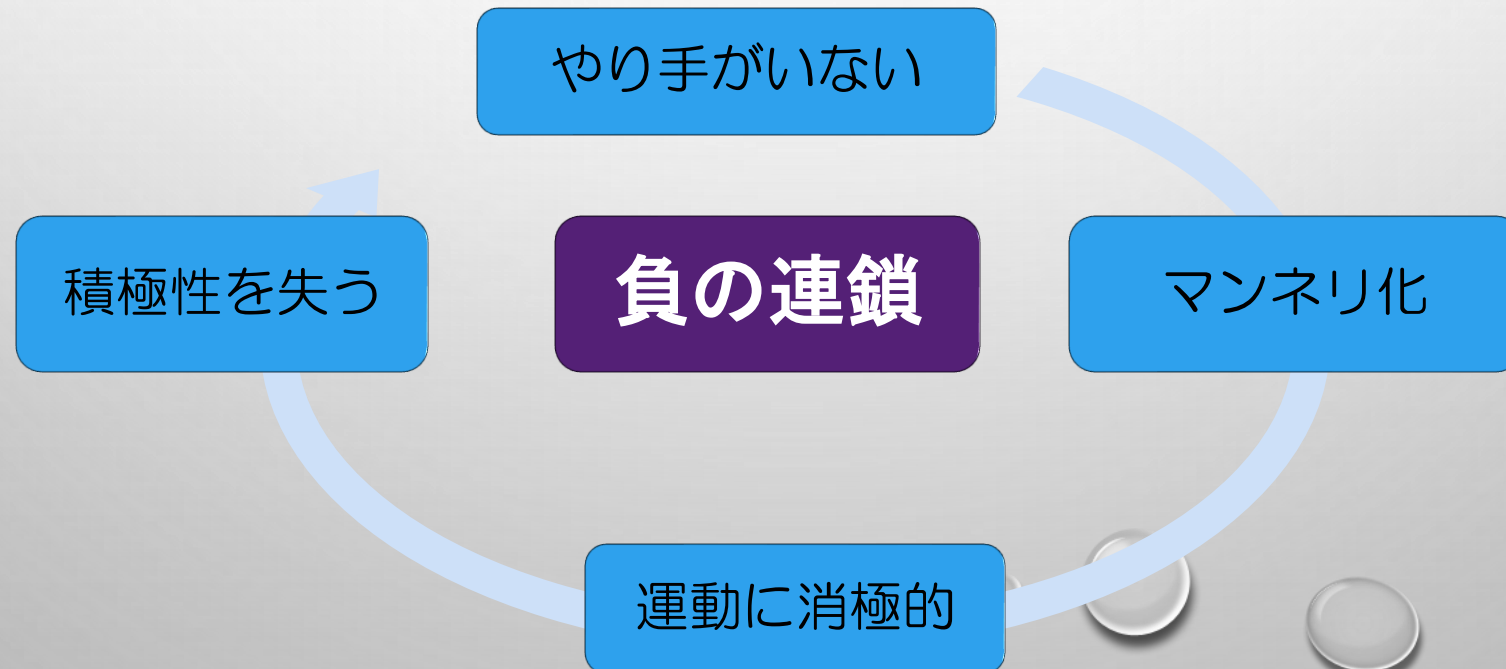
そこで、情報共有と話し合いをより効率よく行うために、地域ごとに細かく構成されたグループが「班」組織である。

そして班ごとに、組合員の意見や要望を聴き、組合(執行部)に伝達するのが班長の役割である。

組合の日常における運動は世話活動で、それには組合員ひとりひとりをよく知るところから始まる。組合からの様々な情報や配り物を全組合員に行き渡らせ、さらに各種組合行事に参加を呼びかけるのも大切な役目である。

## 5. 役員を選任

- 役員を選任はとても重要です。短期交代では組合への関心や自覚は生まれません。結果として以下のような連鎖が発生してしまうと、支部運営が円滑に進まなくなり、運動の衰退に繋がります。
- 定期大会や執行委員会などで多くの組合員と相談の上、民主的に選出することで、選出した方にも責任感が生まれ、また選出された方も“役員”という責任感から積極性もおのずと出てきます。
- 意思統一を図る上で重要なことは、役員の方々が組合の運動内容をよく理解し、自信と確信を持って行動することなのです。



# 6. 会議での役割

- 支部においては、組織形態や規模に応じて、執行委員会をはじめとした定例会議、班長(地区長)会などが定期的に行われていることと思います。
- こうした会議の場では、以下の点に留意して進めていってください。

## 会議次第(レジュメ)の作成

- ・ 話し合う内容(議題)を箇条書きで簡潔にまとめます

## 議長を通じての進行・発言

- ・ 会議では基本的に進行役(議長)が進めます。提案や意見を述べる時は、議長を通じて行うようにします。

## 多くの意見募集

- ・ 発言にひいき目があってはいけません。一部の意見に左右されることのないよう全体の意見を募り、民主的に進めてください

# 7. 組織拡大の重要性

## 1) なぜ組織拡大運動が必要

- 一般的な企業や行政内で組織される組合は、新加入対象者の入社(入所)によって組合員が増えます。一方、建労岡山は地域に居住する建設業者一人ひとりが対象で、基本的に自然増はありません。
- これが、組織を維持する上で大きく異なる点です。つまり私たちは、常に転廃業・脱退を上回る組織拡大の取り組みが必要で、気を抜くと組織はたちまち減少してしまいます

### 建設業の特徴

- 従事者の流動性が高い
- 退職すると組合も脱退する
- 高齢化と若者の離職多い



転廃業・脱退を上回る  
組織拡大(加入)の  
取り組みが必要

## 2) 高齢化への対策

- 1947年(昭和22)年から1949年(昭和24)生まれの所謂「団塊の世代」が、後期高齢者世代へ移行していきます。現在70歳以上が全体の1割強、60歳以上ともなれば全体の4分の1を占めています。この世代の組合員が一時期に、そして大量に後期高齢者世代を迎えることで、組合そして国保組合も大きな影響を受けることが危惧されています。
- 組合員の高齢化に伴う脱退への対策は喫緊の課題であり、これまで以上に組織拡大に対する取り組みが必要なのです。

- これからの建設産業、そして組合発展には、若い仲間の確保が大きな課題です。高卒後3年以内に建設業から離職する割合は半数に達しており、依然として高い離職率となっています。
- 40歳以下の組合員で組織される青年部は、県下23支部中**13支部**(令和8年4月時点)で活動しています。昔に比べ、青年部活動に参加する人が減少しており、支部には青年部は存在するものの、本部(全体)活動には至っていないところもあるなど、青年部の縮小も懸念されます。若い仲間を迎え入れるには、魅力ある組合であること、そして活発な青年部活動が欠かせません。若い組合員が入ったら、ぜひ青年部行事への参加を呼びかけてください。若者こそ、建設業と組合の将来を担う重要な存在です！



## 8. 組織拡大への取り組み

令和8年度

年間拡大(新加入)目標人数 ... **657人**(全支部合計)

支部拡大目標人数は、4月1日時点の組織人数の6%に設定されています。支部拡大目標を達成した支部は、本部定期大会時に表彰状を授与し記念品(商品券5,000円)が贈呈されます。また、年間を通して2%以上の組織実増を達成した支部には、加入促進と脱退防止への貢献の証として組織対策部担当者会議で特別表彰いたします。



定期大会で表彰

## 1) 組織拡大月間

- 建労岡山では、毎年春と秋に「組織拡大月間」を設けて組合員を増やす取り組みの強化を図っています。前述の「組織拡大の重要性」を踏まえ、より多くの仲間を組合に呼び込むよう、全組合員が一丸となって拡大運動に取り組みます。
- 役員や班長はその先導となります。将来の組合を見据えた拡大運動にぜひ協力をお願いします！

- ① 春の組織拡大月間（4～5月）
- ② 秋の組織拡大月間（9～11月）

拡大月間の目標は令和8年4月1日時点の組織人員の  
**7%**

- 諸役員や班長のみなさんが率先して組合員とともに運動に力を注ぐことで、厳しい状況下でも成功に導くことができます。

## 2) 声掛け

新規加入者の大多数が、組合員の勧誘や紹介によるものです。未加入者への声掛けと、新たに加入した組合員に未加入者を紹介してもらうことで、加入の連鎖が生まれます。支部窓口や現場、会合の場などで積極的な声掛けをお願いします。

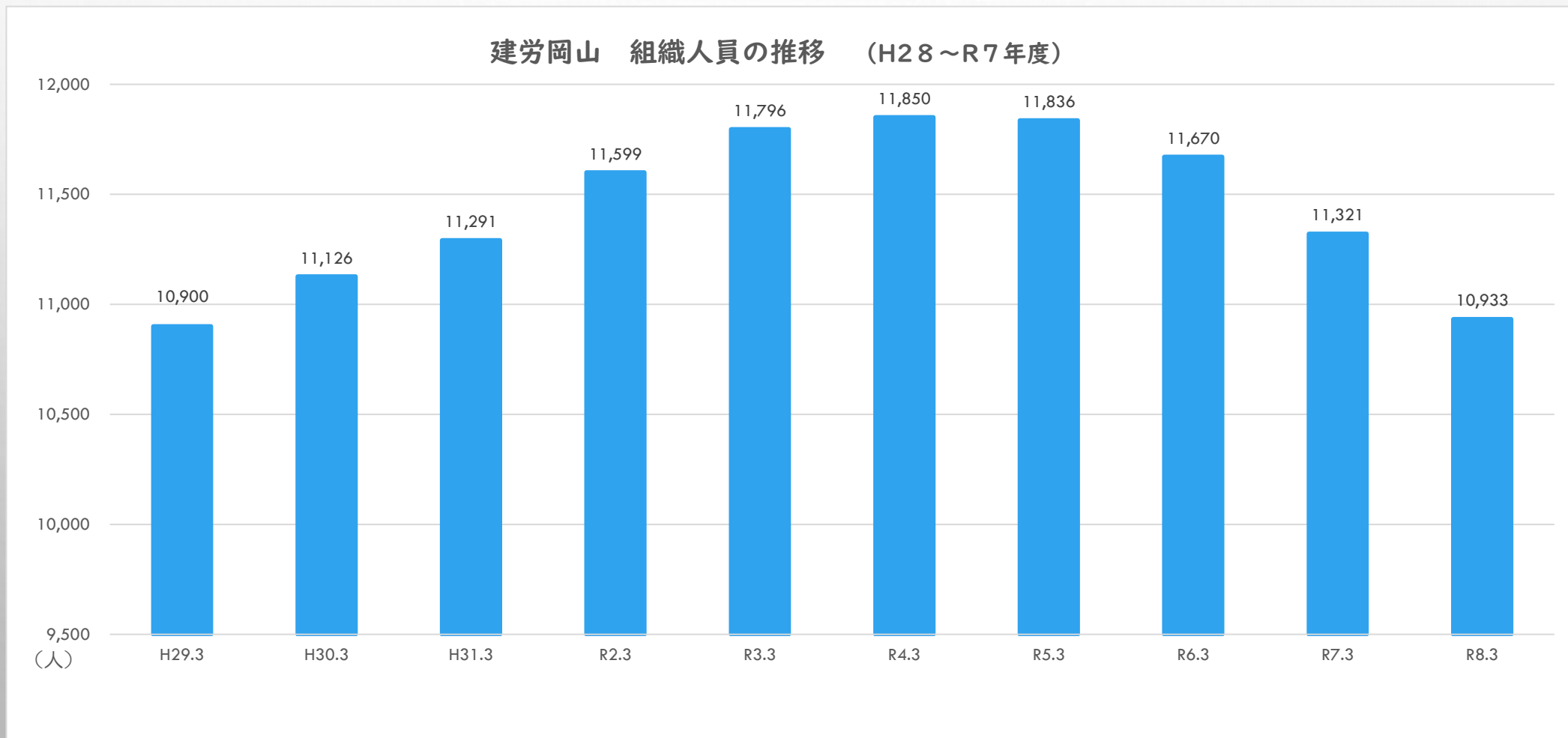
# 9. 建労岡山の組織現状

## 1) 組織人員と推移

令和8年3月31日時点

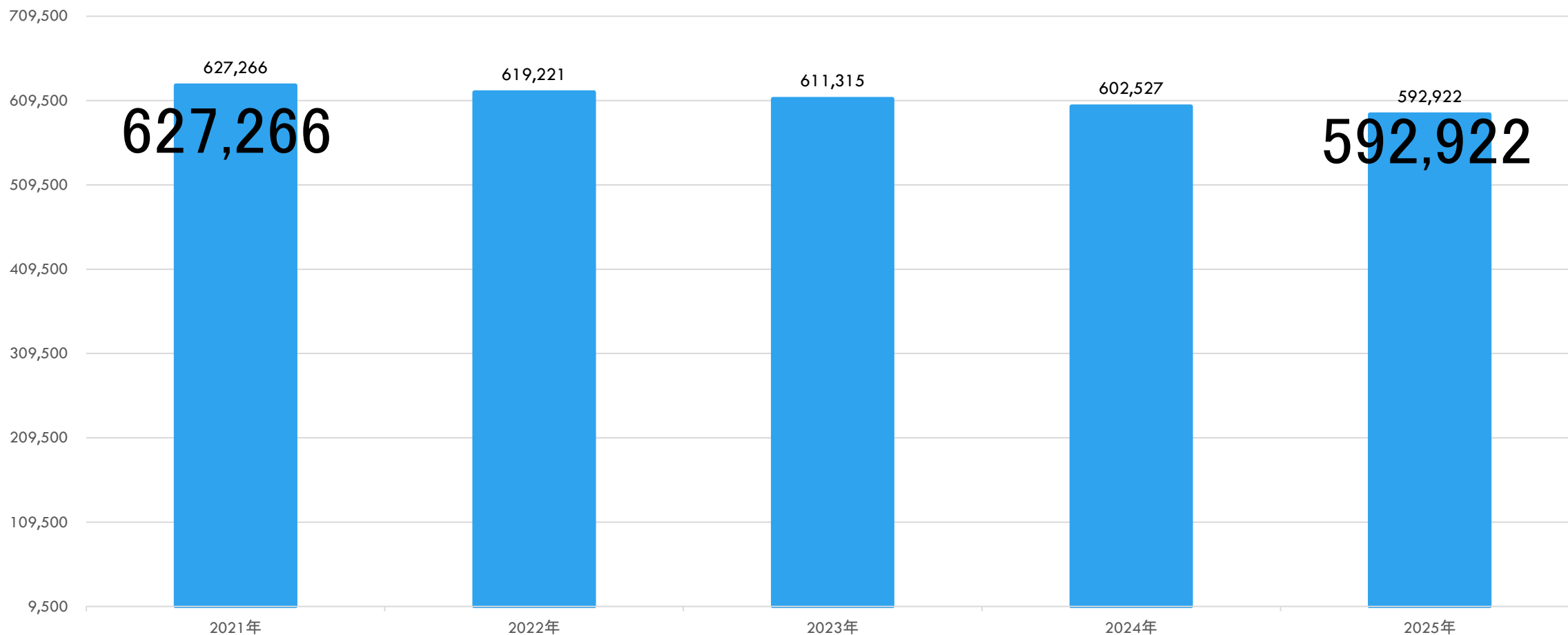
**10,933人**

(前年度末比-388人)



# 全建総連の5年間の推移（12月基準）

34,344人減



## 2) 組合員の年齢層

- 全組合員に占める50歳以上の割合が、一時期57%まで進んでいましたが、令和8年3月末時点では約51%となっています。
- しかし若い世代、特に35歳以下の組合員層は18%台前後を推移しており、ここ数年ほとんど変わっていない状況であるため、必ずしも若返りが進んでいるとは言えません。

|                 | 10代         | 20代             | 30代            | 40代             | 50代             | 60代            | 70代～           |
|-----------------|-------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 組合員数<br>(前年度末比) | 51<br>(-20) | 1,147<br>(-140) | 1,507<br>(-79) | 2,654<br>(-222) | 2,916<br>(+183) | 1,373<br>(-87) | 1,285<br>(-23) |

令和8年3月末時点

## 3) 健保適用除外

国の進める建設業就労者の処遇改善を図るとして、社会保険未加入事業所の解消策が進んでいます。

健保適用除外事業所数 ..... **1,050ヶ所**

健保適用除外事業所に属する組合員 ... **3,362人**

(令和8年3月末時点)

## 1) 建設国保

償還金、傷病手当金(入院7,000円/日)、出産育児一時金など、充実した給付が受けられます。

## 2) けんろう共済

休業補償(入院3,000円/日)、死亡(本人30万円)など 成人・結婚・入学祝・還暦・敬老祝金・資格取得祝金など生存給付を重視した内容です。

## 3) 労災保険

特別加入制度(一人親方特別加入・事業主特別加入)

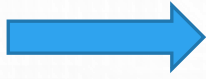
**特別加入は、監督署では加入できない制度**

### 4) 建設業退職金共済(建退共)

建設労働者のための退職金

月額掛金 6,762円

※ 予定運用利回り 1.3%



#### 掛金納付年数

#### 退職金

|     |           |
|-----|-----------|
| 10年 | 約 89万3千円  |
| 20年 | 約 193万3千円 |
| 30年 | 約 303万8千円 |
| 40年 | 約 426万8千円 |

### 5) その他のメリット

#### 西日本自動車共済

万一のトラブルに自動車保険！  
 団体割引制度は令和7年10月1日から15%（※本人とその家族のみ）とお得  
 （※令和3年1月より窓口が専業代理所SKプランニングへ委託されました）

#### 全労済の火災共済(住まいる共済)

災害に備えて住宅と家財を補償

## 交通傷害保険、建設工事保険

### 資格取得、職業訓練

資格取得を支援するための「技能講習」や「講座」、スキルアップを目指す「職業訓練校」など

### あんぜん共済

業務上のケガや職業性疾病を補償  
労災保険の上乗せでさらに安心☆

### 集団健診・特定健診

国保組合員と扶養配偶者、40歳以上の扶養家族は無料  
インフルエンザ予防接種では上限1,500円の補助があります！  
(※接種期間内に1人1回、国保組合員とその家族のみ)  
人間ドック、胸部CT検診、アスベスト健診

**全建総連の「資格取得報奨金制度」をご存じかしら？ 取得した資格に応じて5,000円～10,000円の報奨金が支給されるのよ！！**

# 6) 組合ホームページの活用

## ～青年部公式LINEの登録～

まずは役員、班長が組合の運動内容を把握し魅力を理解する必要があります。  
「組合ホームページ」には組合からのお知らせ、資格取得に関する情報、組合機関紙等が掲載されており、『青年部公式LINE』を登録することで組合ホームページに容易にアクセスすることができます。

青年部公式LINEの登録から始めてみましょう。





「組合員に依拠した、繋がりを絶やさない取り組み」を支部役員および班長（地区長）の皆さんが先頭に立って進めていってください。

結成以来、幾多の困難を乗り越えてきた組合です。

共に頑張りましょう！！

# はがき要請行動（春・秋）

- ・我々の実状を財務省や厚生労働省に訴え、建設国保への補助金確保をお願いしています。

日本国憲法16条



請願法

係官はすべてのハガキを読んでいます。



# 医療費の内訳（一般の組合員で、治療費が10,000円の場合）

はがき要請行動は  
普通調整補助金に対し  
効果を上げる

国庫補助（普通調整補助）,  
1,700円

所得調査の結果によって  
定率補助の補助率が決ま  
る

国庫補助(定率補助),  
2,200円

自己負担,3割  
3,000円

保険料,  
3,100円

